

相談  
無料

# コロナ禍の

# DV・虐待・差別 電話相談会

裁判・調停・人権侵犯被害救済申立手続など  
解決のための制度を司法書士がご案内します  
＜秘密厳守・ひとりで悩まずご相談ください＞

期間／2020年8月25日(火)～9月19日(土)  
曜日／上記期間中の火曜・木曜・土曜(週3回)  
時間／火・木 17:00～20:00  
土のみ 14:00～17:00  
相談時間／1回30分程度

相談電話番号／03-3353-9199  
(通話料はご負担願います)

～人権侵犯被害救済手続は  
人権擁護のための法務省の制度です～



\* 法務大臣認定司法書士は、訴額140万円以下の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。\* すべての司法書士は、法務局や裁判所への提出書類の作成及びこれについての相談に応じることができます。

主催・問合先：東京司法書士会  
<https://www.tokyokai.jp/>

東京都新宿区四谷本塩町4番37号司法書士会館2階  
電話03-3353-9191 平日9:00～12:00、13:00～17:00

■後援 日本司法書士会連合会、日本司法支援  
センター東京地方事務所(法テラス東京)、  
東京法務局人権擁護部